

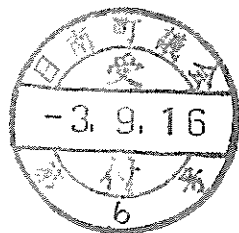
令和 3 年第 8 回日南町議会定例会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第 6 号	令和 3 年 9 月 16 日	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	別紙写し のとおり	沖縄県那覇市おもろまち 4 丁目 17 番 11 号 1 階 「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従ほか 1 名	総務教育常任委員会
第 7 号	令和 3 年 11 月 25 日	日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について	別紙写し のとおり	鳥取県日野郡日野町本郷 68 番地 3 日野郡陸上競技協会 会長 竹永 明文ほか 8 名	総務教育常任委員会

日南町議会
議長 山本芳昭

殿



2021年 9月 16日

「新しい提案」実行委員会

責任者 安里 長 従

沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階

098-951-0250 (問合せ先)



全国青年司法書士協議会

会長 阿部 健太郎

東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階(505号)

03-3359-3513



辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」

辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。

2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、そ

の埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることに、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。

安倍晋三前首相が2018年2月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三前首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と答弁し、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

3. S A C O（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はS A C O（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。S A C O設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省HP「S A C O設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996年12月のS A C O最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、S A C O設置時の基本理念に違反している。

4. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が25年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

5. 法の下での平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害

沖縄の人たちは憲法13条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

6. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

以上のとおり日本国民及び全国の地方自治体は、憲法前文で「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。

そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的に解決すべきである。

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書（案）

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することが予定されていることは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって互解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

憲法が「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決をおこなう必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、当事者意識をもった国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国のすべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 議 会

(提出先)

衆議院議長	〇〇〇〇	様
参議院議長	〇〇〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇〇〇	様
内閣官房長官	〇〇〇〇	様
外務大臣	〇〇〇〇	様
防衛大臣	〇〇〇〇	様
国土交通大臣	〇〇〇〇	様
総務大臣	〇〇〇〇	様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	〇〇〇〇	様

宛て

軍事的理由ではなく政治的理由



梶山静六・元官房長官(書簡)

シュワブ沖以外に候補地を求めることは必ず「本土」の反対勢力が組織的に住民運動を起こす事が予想される。

(1998 下河辺淳・元国土庁事務次官に宛てた直筆書簡)



小泉純一郎元首相

総論賛成・各論反対で、沖縄県の負担を軽減するのはみんな賛成だが、どこに持っていかとなると、みんな反対する。賛成なんてだれもない。平和と安全の恩恵と、それに見合う負担をどこが負うかだ

(2005.11.11 全国知事会議、稲嶺沖縄県知事の意見表明を受けての発言)



石破 茂
元自民党幹事長
元防衛大臣

「選挙中も言ったが、最終的に県外移設というゴールにおいて、党本部と沖縄県連に齟齬(そご)はない。」「日本全体で負うべき(負担)を沖縄に押しつけていないか。普天間が今のままというワーストを、ステップをふみながら解消しないといけない。」「辺野古移設はベストでなくワース(より悪い)。県民の理解なくして済むものではない。」

(2012.12.17 朝日新聞 自民党幹事長当時の同月16日記者会見発言)



森本敏・元防衛大臣

西日本のどこかであれば海兵隊は機能するが政治的に許容できるところが沖縄しかない。

(2012.12.25 閣議後会見)



中谷元・元防衛大臣

沖縄の米軍基地は「分散しようと思えば九州でも分散できる、理解してくれる自治体があれば移転できるが、米軍反対とかいうところが多くてできない。」

(2014.12.24 防衛大臣就任会見)

沖縄基地は中国に距離が近すぎるため、対中国では地理的優位性はなく、むしろ脆弱だ。沖縄の人々の支持が得られないなら、米政府は辺野古移設を再検討すべきだ。

(2015.4.2 琉球新報・インタビュー発言)



ジョセフ・ナイ元国防次官補

日本政府が別のアイデアを持ってくれば、私たちは間違いなく耳を傾ける。

(2015.4.13 時事通信・インタビュー発言)



リチャード・アーミテージ元國務副長官



沖縄は中国のミサイル射程内に軍事拠点が集中しており非常に脆弱だ。ピンポイントで沖縄でなくてはならない軍事的合理性はない。

柳沢協二・元内閣官房副長官補

(2015.5.10 産経新聞(討論)『在沖縄米海兵隊は抑止力が否か』における発言)

軍事的理由ではなく政治的理由

我々は沖縄とは言っていない。日本政府が別の場所に配置すると決めれば、私たちの政府はそれを受け入れるだろう。

(2015.11.8 琉球新報・インタビュー発言)



ウォルター・モンデール元駐日大使

移転先を決めるのは日本政府。我々の視点から言えば、日本のどこであっても良かった。日本側は沖縄県外の移設にとっても消極的だった。これは政治的・経済的な問題であり、主に日本人や、日本の政府にとっての問題です。

(2017.11.18 NHK・ETV特集「ベリーの告白～元米国防長官・沖縄への旅～」インタビュー発言)



ウィリアム・ベリー元国防長官



安倍晋三・前首相

日米間の調整が難航したり、移設先となる本土の理解が得られないなど、さまざまな事情で目に見える成果が出なかったのが事実だ

(2018.2.2 衆議院予算委員会における発言)



久間章夫・元防衛大臣

イーグス・アシュアでミサイル攻撃を防ぐとか、あんな風になると沖縄の辺野古でも普天間でもそういうところに基地がいるのか。いらないのか。そういう議論をしなくても安保は昔と違ってきている。・・・あんな広い飛行場もいらない。

(2018.2.8 琉球新報・インタビュー発言)



沖縄・自民党

そもそも普天間飛行場の代替施設の移設について、移設地域のスタンスは、どこも受け入れるところがなく、知事からの要請もあり、普天間の危険性を除去するために、やむを得ないとの総合判断のもと、苦渋の選択で容認した経緯がある

(2019.1.24 辺野古県民投票における選択肢を検討する与野党代表者会議・提出資料)

海兵隊は、自衛隊との共同訓練もできる日本本土での訓練を好んでおり、移転先としても望んでいた。」「日本政府はまったく耳を傾けなかった。配備先を決めるのは日本政府である以上、それが政治的現実だった。

(2019.5.6 沖縄タイムス 同紙取材に対する発言)



米國務長官首席補佐官
ローレンス・ウィルカーソン

移設先の判断については日本政府に従わなければなりません。選択肢はありません。日本政府に解決策を押し付けることはできません。移設先は日本政府が確実に約束できる場所であればなりません。忘れていけないのは我々が合意した相手は日本政府、つまり外務省と防衛相です。その合意を取り付ける責任は100%日本にあります。米国に責任はないのです。

(2019.9.21 NHK ETV特集「辺野古 基地に翻弄された戦後」)



ローレス元国防副次官



防衛省回答

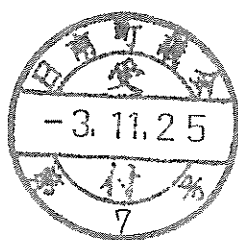
屋良議員「防衛白書に『沖縄の地理的優位性とは米本国、ハワイ、グアムと比較し東アジアに距離が近いこと』とあるが、その比較なら日本列島どこでも同じでは？」

防衛省「他県も同じ。」

(2020.6.18 沖縄等米軍基地問題議員懇談会野党議員ヒアリングにおける屋良朝博衆議院議員の質問に対する回答))

陳情書

日南町議長 山本 芳昭 殿



主旨 日野高等学校黒坂校舎グラウンドの陸上競技場トラック整備について

理由 日野郡陸上競技協会では、大会の開催および各種大会に参加するなど、陸上競技の普及と発展を目的に積極的に活動を行っています。主要な大会としては、毎年開催される「日野郡民体育大会」と、毎年持ち回りで開催される「四県四郡市体育大会」があります。

しかし、日野郡には陸上競技場がありません。これらの大会を開催する場合、各町の土のグラウンドに計測しながらトラックコースを設営しなければなりません。そのため必ずしも正確な距離のコースとはいえず、タイムにも影響が出ています。また、雨天の場合はグラウンドのコンディションが悪いため大会を中止せざるを得ません。郡体においては、雨天のため4年連続で中止となっています。歴史のあるこれらの大会を継続して開催し、スムーズに運営していくために陸上競技場の整備が必要です。

そこで、来年度、鳥取県立布勢陸上競技場のオールウェザートラック（全天候型トラック）の張替え改修工事が行われる予定です。この工事に伴い、オールウェザートラック舗装が希望する団体に払い下げる計画となっています。これを利用し、日野高校黒坂校舎グラウンドに設置していただきたいと考えます。本年、山縣亮太選手が日本新記録を樹立したトラックということも魅力のひとつです。

要望するオールウェザートラックは全天候型トラックのため雨天の大会も可能です。四県四郡市体育大会を開催する場合、近県では、すでに全天候型トラック陸上競技場が整備されており、サッカーやグラウンドゴルフ、さらには防災公園としても活用できるよう整っています。

また、日南町の小学生クラブチーム「にちなんAC」を中心に、子供たちの陸上競技の普及が進んでいます。本郡においても地域スポーツクラブの育成を積極的に推進することは急務であり、その活動拠点が必要です。

このグラウンドは、かつて日野郡の陸上競技をはじめ、日野郡のスポーツ振興の拠点でした。オールウェザートラック競技場が整備されることで、これからの日野郡のスポーツ活動拠点となり、日野郡の子供たちのスポーツクラブの育成、さらにはスポーツコミュニティの場として機能できると思います。

郡民が親しむことのできる生涯スポーツ社会を目指すために、多目的に利用できる運動公園の整備を、日野郡3町が連携して実現できるようお願いいたします。

令和三年十一月二十五日

陳情者代表

鳥取県日野郡日野町本郷六八番地三

日野郡陸上競技協会 会長 竹永明文



鳥取県陸上競技協会	評議員	松本豊文	日南町体育協会陸上部	部長	山形 宙
鳥取県陸上競技協会	理事	生田正訓	日野町体育協会陸上部	部長	柴田 税
日野郡陸上競技協会	副会長	難波豊治	江府町体育協会陸上部	部長	宇田川 聡
日野郡陸上競技協会	副会長	原田早苗	にちなんAC	監督	池岡弘紀